『中小企業者同士の相互扶助や共同事業を行う組合を作りたい』

組合に対する助言、情報提供

中小企業の組合設立及び連携組織化等に対する相談・助言や、中小企業の組合の運営に対する相談・情報提供を受けることができます。

対象となる方

（1）組合等を設立しようとする中小企業者、個人事業者
（2）中小企業組合（事業協同組合、企業組合、協業組合　等）

支援内容

組合制度は中小企業の連携を支援します。

中小規模の事業者・勤労者などが組織化し、共同購買事業、共同生産・加工事業、共同研究開発、共同販売事業、金融事業などの共同事業を通じて、技術・情報・人材等個々では不足する経営資源の相互補完を図るための制度です。

■主な中小企業組合の概要

事業協同組合　総数：約30,000

新事業展開・経営革新を目指して経営資源を補完し合い事業の共同化

中小企業者が、新商品開発、生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の経営革新、経営効率化等を図るための組合です。（構成員が主体性を維持し相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図るものであるため法人税等が軽減されています。）

企業組合　総数：約1,900

簡易な法人組織で創業

出資・労働・経営を一体的に行う組織であり、いわば簡易な会社ともいうべき組合です。なお、組合員は、個人以外（法人など）の者も加入が可能であり、多様なパートナーシップ組織として、個人等が創業する際に、より一層活用しやすい制度になっています。

協業組合　総数：約800

中小企業の事業の統合・集約化により生産性の向上

中小企業者が、お互いの事業を統合（協業）し、事業規模を適正化することにより生産性の向上を図ることを目的とする組合です。

古い生産設備を廃棄し、最新鋭の設備を共同で導入することにより生産工程を協業化するケース、部品加工業者と完成品メーカーによる一貫生産等に活用されています。

各都道府県に1つの都道府県中小企業団体中央会と全国に1つの全国中小企業団体中央会が設置されており、組合の設立指導、組合の運営に関する助言、組合に対する情報提供、組合員の事業の改善や発展のために組合が取り組む事業に対する補助を実施しています。

ご利用方法

お近くの中央会へお問い合わせください。

お問い合わせ先
・各都道府県中小企業団体中央会（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・全国中小企業団体中央会　電話：03-3523-4901
URL：http://www.chuokai.or.jp